

【物販の届出について】

大会等で物販をご希望の方は、岐阜県へ出店用の書類提出が必要です

【必要書類】

■主催者が出店する場合

- 1.行政財産使用許可申請書
- 2.平面図

■主催者と出店者が異なる場合

- 1.行政財産使用許可申請書
- 2.出店許可書
- 3.平面図

※必要書類はダウンロード可能です

【必要書類記入時の注意点】 記入例を参考にしてください

◇ 行政財産使用許可申請書

- ・ 申請者の役職名をご記入ください
- ・ 使用する部分の面積を明確にご記入ください

◇ 出店許可書

- ・ 主催者の認印が必要となりますので、協会印など団体の押印を頂いてください

書類一式を**利用日の3週間前まで**に岐阜アリーナ事務所へご提出ください

【行政財産使用料支払いについて】

岐阜県から出店者へ行政財産使用料払込票、出店許可書が郵送されます。

出店者は利用日までに使用料のお振込みをお願いします。

【お問い合わせ先】

OKBぎふ清流アリーナ

(岐阜アリーナ) 指定管理者：岐阜アリーナ運営共同体

〒500-8384 岐阜県岐阜市藪田南2丁目1番1号 [TEL] 058-272-1336 [FAX] 058-274-4966